

論文

「紛争」から「改革」へ

—教養部の改組・総合科学部の創設—

小池聖一

はじめに

昭和四九（一九七四）年六月七日、広島大学に教養部を改組した総合科学部が設置された。

創設にあたり、文部省に提出した設置計画書において、設置の目的・理由は、次のように書かれていた。

一、総合科学部は、基礎的諸科学の研究とともに、諸分野相互間の密接な連絡・協力をはかり、総合的な研究領域の開拓と創造を目的とする。

二、教育面においては、一般教育と専門教育との一体化をはかり、一般教育の内容の拡充と、専門教育の内容の広域化を企画し、人間性を涵養し多様化した現代社会に適応する人材を育成する。

三、総合科学部学生に対し、新しい型のリベラル・エジュケーションを行なうと同時に、全学学生に対し、たて割りカリキュラムによって一般教育を行ない、各自の専門領域と相即相補の

関係において全人教育に資する。

なお、総合科学部の創設は、広島大学が、西条地区に統合移転をするにあたって、研究と教育を刷新するいわゆる広島大学改革のための重要な柱である⁽¹⁾。

上記の設置計画書にもあるように、総合科学部の創設は、『広大改革』の「重要な柱」の一つであった。広大改革は、筑波大学のような新規立法を伴う改革と違い、あくまでも現行制度のなかで行なわれたため、「自主改革」として注目を集めたのであった。

本稿が対象とする教養部の改組としての総合科学部の創設については、これまで関係者から、下記の三つの立場から語られてきた。
第一は、「既存学部に対する教養部という格差からの脱却」という視点からのものである（学部昇格⁽²⁾）。学内「民主化」がスローガンとされながらも、「貧しさ」「苦境」から脱却しようという願望が改革の最大のエネルギー⁽³⁾」であつたとされる。第二が、学長と教養部長のリーダーシップを高く評価するもので、「自主改革」であつたとして

も、改革が成功した要因が極めてトップの資質に基づいたものであつたことを明らかにするものである。⁽⁴⁾ そして、第三に、戦後の新制大学における「一般教育」の問題が改革を促したとするものである。⁽⁵⁾

以上、三点が広島大学関係者による分析であるが、大学改革は、本来、二つの契機と、これにともなう二つの方向性が存在していた。一つは、六・三・三・四制という単線的な米国モデルの新制大学制度が導入されたことを契機とし、その再改革・再消化の過程としての大学改革であり、これに付随して一般教育改革と課程制大学院が導入された方向性である。⁽⁶⁾ もう一方が、紛争を契機とする大学改革であり、広島大学の統合移転と総合科学部の設置はその代表的な一例とされている。前者は、戦後文教政策を司る大学の設置責任者、文部省側の認識である。一方、後者は、大学人からは「大学の自治」の回復過程としての「自主改革」であつたと理解されている。

しかし、強い指導力をもつ監督官庁ではなく、指導・助言機関としての文部省にとって、「学問の自由」「大学の自治」を標榜する大学に直接的に介入することは困難であった。また、大学側の「自主改革」も、昭和四四年八月三日に成立した「大学の運営に関する臨時措置法」により、促進されたものであり、真に「自主的」であつたかは疑問である。それでも、七〇年安保期の大学紛争にあつて、顕著な変革をとげた大学では、文部省の再改革路線と大学側の「自主改革」の間に相互依存関係が存在していた。大学改革とは、大学側の「自主改革」という方向性での学内合意形成過程と、設置責任者たる文部省との交渉過程という二つの「場」で行なわれたのである。

広島大学の場合、学内の合意形成過程においても、学長を中心とする執行部（大学改革委員会等）と、改革の対象となる教養部という二つの「場」が立案過程において存在した。以下では、文部省、全学、教養部という三つの「場」を対象に分析をすすめることとする。

第一章 大学改革のなかの教養部改革

第一節 紛争から改革へ

機動隊の導入による東大封鎖が解除された約三週間後の昭和四四年二月十一日、広島大学の学園紛争も、教養部学友会が八項目要求に教養部独自の二項目を加えた八十一の十項目要求が決議され、無期限ストに突入した。これに対し、当時の川村智治郎学長は病氣のため全共闘学生との交渉に参加できず辞任。評議会が中心となつて学生との話し合いを行なつた。評議会は、二月二十四日、「学生・教職員の皆さんへ」と題する八項目要求に対して国有財産の管理権は学長にあることを明示したうえで、その運用にあたつては学生・教職員の意見を尊重するが、学生のみの管理・運営権は認めることは出来ないとの見解を明らかにした。⁽⁹⁾

大学入試を目前に控えて、評議会と学生側との間で合意が成立せず、学生側は、二月二八日、大学封鎖に踏み切り、大学側は入試実施に全力を傾けることとした。結果、昭和四四年度入学試験は、全学部学外で実施されたのであった。紛争自体は全学的に拡大していく、一方で大学側は、大学問題検討委員会準備委員会を設置し、根本的な解決を

図ることとした。新入生の自宅待機が延長されるなか行なわれた学長選挙で新学長に選ばれたのは、大学問題検討委員会準備委員会副委員長の医学部教授飯島宗一であつた。大学問題検討委員会準備委員会では、飯島が正式に学長に就任する一週間前の四月三〇日に答申を提出しており、この答申を基盤とした改革が若干四六歳の飯島新学長のもとで行なわれることとなつた。

飯島は、①学生と徹底的に話し合う、②大学紛争の根本問題は、社会の急激な変化と学問の進歩についてゆけない大学の体質にあり、学内改革を全教職員で積極的に進める、③その問題解決にあたつては、社会一般、政府・文部省にも働きかけ理解を求めると抱負を述べたのであつた。¹⁰⁾

飯島学長のもと、就任二日後の五月九日には、大学改革委員会が設置され¹¹⁾、学長は、学生側と二度にわたる団交を行なつたが、全共闘による封鎖戦術が「帝国主義大学解体」と「バリケードのなかで闘う秩序の形成」という二つの要求によつて先鋭化するなか、五月二一日、退去請求書を出し、対立姿勢を明らかにした。

そして、各部局で学生と教官団との間での団交が断続的に続き、八月七日、「大学の運営に関する臨時措置法」が公布され、新学期を前にした八月一七日、機動隊による広大封鎖の解除が行なわれたのであつた。¹²⁾

これと平行して、大学改革委員会は、一般教育の改善を中心とする「広島大学改革への提言（仮設¹³⁾）」を公表、専門委員会として評議会のもとに将来計画特別委員会を設置するなど具体的な改革への方向

性を明らかにしていった。

一方、学園紛争以前から大学問題に対する意見の蓄積を行なつていた教養部では、いち早く、無期限ストライキ突入から五日後の二月一六日には、教養部教官会で「改革」をめざす、「教養部改革委員会」を発足させ、三月一七日には、「大学再建の方向と教養課程のあり方」（教養部改革案第一次草案）を、四月二三日には「大学改革委員会試案（第二次）—教養課程のあり方を中心として」等を作成し、主体的に改革をリードする姿勢を示したのであつた。¹⁴⁾

教養部の改革は、必至であり、飯島学長も大学改革の中心課題として認識していた。実際、当該期、広島大学では、学生数と教官との比率において、総勢一四〇名たらずの教養部が全学四千人の一・二回生の学生を管理することは、大衆化を進めつつある大学にとって負担と責任の面で困難があり、一方で、これが紛争に直結した原因の一つと理解されていたためである。¹⁵⁾

このため大学改革委員会だけでなく、評議会内にも、翌昭和四五年七月三日、一般教育特別委員会が設置され、これに呼応して、同月八日に、教養部にも特別委員会が設置された。そして、七月二八日、教養部で飯島学長による講演が行なわれた。

飯島学長は、「問題を前向きに解決していくのは教官自身であつて、行政のレベルからは本当の意味の改革の姿勢および内容は出てこない」と、自主改革であることを強調しつつ、そのためには、「具体的なプログラム」を求めるとともに、自らは、「とにかくリアルにおしますめる客観的条件をつくるために必要な行政的措置については、あらゆ

る可能性を追求しなければならない。広大の改革は全国的にも注目されているし、地域社会、諸政党、あるいはさらに文部省でも、これまで、改革自体に否定的な意見は現れていない。むしろ、そのプランの推進を支持する声が多いのである。私は、改革の具体化のための客観的条件を根気よく整え、そのプロセスの中で積極的に、われわれの要求の実現に全力をつくそうと決心している」とのべたのであつた。そして、「そのポイントは、教養部をどのように改革してゆくか、専門学部の高度化と充実をいかに進めてゆくか、という問題にあると思う」と教養部改革の必要性を披瀝し、「広島大学は独自の立場で自らの改革の実現を社会、政府に対して要求し、その際、広島大学の今までの歴史をふまえて、それを発展させる個性的なパターンを創造したい」としたのであつた。⁽¹⁵⁾

第二節 大学改革委員会における一般教養・教養部問題

昭和四四年五月九日に設置された大学改革委員会の作業方針の一つ、「研究・教育体制の抜本的改革を行なうための構想作り」の一つが、一般教育、教養部問題であった。

大学改革委員会内に設置されたカリキュラム専門委員会では、教養部案と、国立大学協会教養課程特別委員会の報告を雑型にしつつ、一般教育の改革案が審議された。その結果として、大学改革委員会より提示された大学改革案が「仮設I」であつた。

三部構成であった「仮設I」のうち、一般教育・教養部改革の対象を対象とした「(その二) 教育体制改革の構想」では、専門教育の閉

鎖性と固定性および一般教育の空洞化が挙げられており、後者の原因としては、専門課程との機械的配置が「発足当時以来の歴史的事情等がからんで、双方の教官団の間にある種の感情的対立や不信が生じている」とし、学生数の増大と教育・研究の分裂に拍車をかけていると認識されている。このため、本構想では、カリキュラムの一貫性創出と、主専攻・副専攻制度の採用や自由コースの設置による学部間の閉鎖性打破と自主性・創造性の涵養が謳われる。そして、「二・四 教養部の改組と一般教育の充実」では、「(イ) 当面は、教務委員会および教養部が中心となつて、全学的協力のもとに、四年間にわたる新しい一般教育カリキュラムの立案・実施に當る」とされ、また、その後、「(ロ) 次いで、学長に直属する一般教育部(仮称)を設け、全学から選出される適材(準備期間一年を含む三年間のローテーション)による全学講義(仮称)と各分野ごとの系別一般講義(仮称)により新しい一般教育体系を確立する。」とされた。そのうえで、「一・四・二 「教養部」の改編」では、①教養部の解体と教養部教官の分属を当面行わず、②「系」「類」体系による教育組織と一般教育部を設置し、③教養部については教養学部に改組し、④最終的には、他学部と教養学部をあわせて「解体」して、「新大学」に移行させる、とするものであった。そして、大学院との関係では、現在の学部教育を「総合課程(仮称)」とし、大学院修士課程を「専攻課程(仮称)」として整備することとしたのである。そして、この「総合課程」に「語学教育センター」「国際交流センター」「一般教育部」を付設することとしたのである。このうち、「一般教育部」は全学講義を担当し、固定的な教

官団を置かないものとされたのであった。また、大学院については、「博士課程」を分離し、これを「研究院」として、大学院を教育組織として位置付けたのであった。⁽¹⁴⁾

この「仮設I」は、第一次と第二次の大学改革委員会で作成されたものだが、文部省の意見を受けて、昭和四五年一二月九日には、評議会内に将来計画特別委員会が設置された。改革が具体的な日程にのぼるなか、概算要求の必要から、より具体的な問題解決のために、将来計画特別委員会のもと、一般教育・教養部問題小委員会を置き、審議を始めたのであった。

この一般教育・教養部問題小委員会第一回会議で、飯島学長は、「大学改革は具体的には概算を通じて行なわれるので、年次計画を立てて現実の要求を出しながら理念的なものを話していくといった方向で文部省と接して行かなければならない」「文部省としては、広大の改革について、かなり協力的に受け止めてくれているので、接渉を続けて、この委員会における検討内容とともに各学部の教官に文部省との接渉を続けて、この委員会における検討内容とともに、各学部の教官に文部省との接渉の模様についても話していただきたい」としたのであつた。⁽¹⁵⁾

第三節 教養部の改革案

教養部では、昭和四四年二月一〇日の教養部学友会によるストライキ決議を直接の契機とし、同年二月二一日、教養部教官会で「教養部は今後重大なる決意をもつて改革にとりくむ」旨の決議を行い、教養

部改革委員会を設置。学生の要求を「眞面目にうけとめて」、主体的に「変革・再生をなしとげ、その中で新しい秩序をうちたて」るべく、一つの試案・「大学改革試案（第二次）—教養課程のあり方を中心として—」を起草した（以下、「第二次試案」と略記）⁽¹⁶⁾。

この「第二次試案」は、その後の教養部改革の原型でもあり、詳しく述べることとする。「第二次試案」は三部構成をもつており、総論としての「第一部 大学問題の背景と改革の方向」では、「学生運動を基本的に社会の進歩にとつてプラス要因」とし、一方で、教授会については「講座制と教授の権威的管理の体制は、打破されるべき存在であるとともに、今日すでに歴史的生命を失いつつある」と認識する。⁽¹⁷⁾そして、基本目標として「大学の自治」の再建が挙げられる。具体的な各論に相当する「第三部 改革の問題点—いくつかの基本的観点について—」のなかで、「一般教育」の重要性が指摘され、それは、専門教育との相互補完関係にあるとともに、人間教育、「学問の統一」の回復の場される。そして、「専門教育が「知識体系の教授」であるのに対し、一般教育は「価値判断の能力」を養うもの」として、「①自己の専門以外の巾広い知識（方法論をふくめて）を与える」「②学問の意味について、現代的なモチベーション（問題意識）を与える」「③人文・社会・自然の諸科学分野を包摂して、これを歴史的な観点から、また、イデオロギーすなわち価値という観点から批判する」とし、これに「基礎教育」を加えて、カリキュラムを構成したのであった。この解決策として、教養学部ではなく、「後期一般教育を充実・強化し専門学部と対等に並立したこれを担当する「一般教育学部」が

提唱されるのである。そして、この「一般教育学部」を核とする、後の五領域構想へとつながる組織構造が提示され、「一般教育学部」は、「既存の価値体系、伝統的な学問体系に対する批判・抵抗を通じて、新しい学問を創造していく場でなければならない」とされ、「新しい大学の核をなす知的・精神的な共同体部分」とされるのである。そして、組織原理としては、多元性と講座制の開放システムの導入（学生のコース選択の自由を大巾に許す方向）、教育と研究の不分離、「近代化」と「新しい共同体形成」の同時進行を求めたのであった。⁽²⁾

また、「第二章 管理、運営組織の民主化と機能化」では、「機能化」としての執行機関（学長・学部長）の権限強化と、「民主化」としての教授会自治の院生・学生までの拡大という「矛盾」を、「執行機関と管理機関との間の権限の明確化をはかり、責任体制を確立するしかない」とする。⁽³⁾ このため、管理職選挙の投票権拡大と評議会とは、別途に民主的に選出された代議員による「大学議会」を設け、これを「大学の最高の意志決定機関」とすることを想定する。そのうえで、執行機関については、補佐組織を置くことを提唱している。さらに、事務職員の参加と学生のカリキュラムへの参加が提案される。

「第四部 当面の具体的改革提案」としては、カリキュラム改革（教養課程）が具体的に提唱されている。⁽⁴⁾

そして、教養部特別委員会を設置して改革案（学部昇格案）を策定し、「教養学部の基本構想について（草案）」を、昭和四五年七月二九日、教養部教官会に提出。承認をうけて全学に向けて、広島大学教養部「広島大学教養部改組案（第一次案）」（昭和四五年九月一六日）を

提出した。

本案の教養学部は、「地域文化学科」「比較文化学科」「言語文化学科」「基礎科学科」「情報科学科」「環境科学科」「行動科学科」の七学科編成を探っていた。このなかで、本改組案は、「教養学部の創設によつて生み出される新しい教育・研究・管理組織は次の段階では広島大学全体の改組にまで進まるを得ないであろう」とし、「三 大学改革全体との関連」で五点あげられているが、次の三点が特徴的であった。

「A 学部・学科に関係なく、全学のすべての授業・実験等が教養学部の専門の単位として想定できるような道を開く。ただし、学生の単位取得については、あらかじめ教養学部教官会および当該学部の教官会の承認を得なければならない。将来は、他の大学、とくに外国の提携大学についても同様の処置がとれるよう検討したい。」「B いわゆる講座制にはとらわれない。研究と教育と管理の組織は、全学的に一本化し、最も有効適切な大勢を樹立する。」「D キャンパスは理想的なものを求めたい。」とするものであった。

しかし、併設が想定されている大学院は、具体性に欠けていた。併設の重点は、「一般教育研究所」にあつた。⁽⁵⁾

教養学部設置が「仮設I」（昭和四五年九月）により、具体化しつつある段階で、教養部は七学科案を提出したのだが、既存学部との関係から、教養学部は、編成の基本方針を、昭和四五年一一月四日、教養学部学科編成委員会で決定した。そこでは、第一次改組案を理想的な内容にし、人的資源については「教官を広く大学の内外から公募す

るが、現教養部教官の配属については十分に考慮する」とされ、コース制の設置が検討されることとなつた。⁽²⁴⁾

昭和四六年三月一五日には、「第一理学部」「第二文学部」であつてはならない、との意見も決議され、同時に、学際学部としての性格設定を明確化することとした。このため教養部では、学科編成委員会による基礎科学科と総合科学科の「二学科案」が昭和四六年四月二一日に検討された。また、昭和四六年四月一八日付で教養部改組専門委員会委員長今堀誠二から教養部長松本彌宛に提出され、同四月三〇日に教養部教官会で承認された「教養部改組専門委員会第一次中間報告

廣島大学教養部改革の基本方針について（初稿）」では、「仮設I」に対応したりベラルアーツ型の教育が提唱され、また、研究組織ではプロジェクト研究や新領域の開拓が企画されていた。そして、新学部の設立に際しては、「最低限、現在の教養部教官定員の全員の振り替えで、四年制の（つまり学科目制の）学部として出発する。（定員の純増があればもちろん歓迎すべきである）」とされていた。⁽²⁵⁾

このように教養部改組案が形成されつつあるなか、昭和四六年六月二二日、臨時評議会で飯島学長から出された教養部の新学部構想を含む改革調査費を次年度（昭和四七年度）概算要求に入れることが決定された。必ずしも教養部改組および新学部構想が全学的な合意を得ていなか、教養部改革が調査費とはいえ概算事項に計上されたことは、教養部改組が現実化しつつあることを意味した。

教養部では、昭和四六年九月二一〇日、新たに組織した改組案専門委員会で教養部改組の第二次案を策定した（広島大学教養部「広島大学教養部改組案（第二次案）—教養部改革と総合科学部の創設—」）。新設される総合科学部は一学部一学科制を採り、基礎文化専攻、地域文化専攻、基礎科学専攻、環境科学専攻、情報行動科学専攻、身体運動科学専攻の六専攻を有するものであった。⁽²⁶⁾

この「第二次案」では、「仮設I」に対応して、一般教育と教養部

員会とも連絡をとりながら、カリキュラムの問題も含めて、教養部の位置づけ」を重視し、同時に、「重要なのは「四年間で学生に何を与えるか」であり、理念で割り切って二年間で割るのは良くない」としていた。教養部改革に対する飯島学長のリーダーシップは明らかであつた。そして、広大改革に関する「本省（著者注 文部省）の意向では第一キャンパスの総合移転、第二教養部の改組、第三教員養成の問題を考えている」という点で予算化の可能性が高いとも考えたであろう。⁽²⁷⁾ 大学改革の一環としての教養部改革は、文部省—学長—対象となる教養部というラインでの合意は形成されていたのであつた。⁽²⁸⁾

第二章 二つの合意形成

第一節 学内合意形成過程

（1）第二次案の策定

改革調査費とはいえ、概算要求に計上されたことは、教養部改組が

について、五つのパターンに整理していた。

A型 仮設Iに基づく全学的な解体・再編成をするタイプ

B型 文学部・理学部等とともに、伝統的なりベラルアーツ・カレッジをつくるタイプ。

C型 工学部・政経学部・水畜産学部等とともに、職業型リベラルアーツ・カレッジをつくるタイプ。

D型 複数の新型学部を擁する新大学と、従来のままの伝統的諸学

部とが併存するタイプ。

E型 将来A型への発展を予想し、その路線の第一段階として、教養部を中心とする「総合科学部」だけをつくるタイプ。

この五案に対しても、教養部は、A型を理想としていたが、全学的に「仮設I」が審議されていないことを理由に、現実的なE案を採用した、としていた。

しかし、「第二次案」は、全学から次の二点で批判が大きかった。

まず、第一に、「一般教育部」という形態による一般教育の全学体制という構想は「袋叩き」にあつて後退せざるを得なかつた。⁽³³⁾「教養部

が改組もして総合科学部となつても一般教育をどうするのかということが改組もしてからやらないと、学部の教官が一般教育を担当させられとをにつめてからやらないと、学部の教官が一般教育を担当させられ負担過重となるという観念があるので学部はなかなか納得しない」というのが各学部の本音であった。

第二が、「第二文学部」「第二理学部」という批判を考慮した三学科案も、そもそも「境界領域ばかり探して学部を作るというのはおかしい。学問の方向としても誤っている。現在の専門課程の内容が貧弱で

あるから境界領域の問題が生ずるのではないか。教養部の教官を各学部に分属させて専門課程を充実させればそこで境界領域を担当できる」との意見も存在しており、不評であつた。⁽³⁴⁾

そもそも、学部教授会レベルでは、水畜産学部（現在の生物生産学部）や理学部のように「今更新学部をつくるのは意味がない」との意見をはじめとして、設置それ自体への反対が多数派であつた。

結果、総合科学部は、一般教養を主たる担当部局として自ら担当することとした。そして、境界領域重視の三学科案に対しても「一般教育の責任体制の問題」、特に外国语と保健体育教育の責任をめぐつて問題化したため、一般教育担当に適当な「リベラル・アーツ型」の六学科に再修正したのであつた。そもそも、「境界領域」型と総合的な「リベラル・アーツ」型一般教育をすべて総合科学部で担うということ、第二文学部・第二理学部という批判とは当初から矛盾するものであったのである。

(2) 第三次案の策定

昭和四七年に入り、四月一日、教養部改組案専門委員会委員長等、改革をリードしてきた今堀誠二が教養部長に就任し、同月二十五日には、将来計画特別委員会、一般教育・教養部問題小委員会の委員長も兼任した。

教養部では、三月三〇日付の第三次大学改革委員会による「一般教育の改革に関する覚書」をうけて、四月一九日、「広島大学教養部改組案（第三次案）—一般教育課程の改革と総合科学部の創設」を明らか

かにした。⁽³⁷⁾

本案では、最も批判が強かつた一般教育の責任について、計画・運営を総合科学部が担当することを明記した。⁽³⁸⁾ そして、新学部の構成は、「第二文学部」「第一理学部」との批判を回避するため、境界領域型を強化して地域文化学科、情報行動科学科、環境科学科、の三学科に組替えたのであった。⁽³⁹⁾

第三次案に対しても、各学部は、総合科学部の創設そのものを直接的に批難しないものの、基本的に一般教育の責任を中心に反対の姿勢を示していた。一例をあげれば、文学部は、次の三点を問題点として指摘した。

一、本案に示された六学科はその内容からみて現員の単なるレッタルの張りかえで、新しい学問論に立脚したものとはいがたい。

三学科ぐらいに再編すべきである。

二、新授業科目は、総花的羅列の観があり、文学部における授業科目と大差ないものが多く見出される。境界領域をもつと重視したり、Sussex 大学のカリキュラムのように大きなコンテキストをすえたりしながら、既成の学部に見られぬ独自で新鮮な内容を打ち出すべきではなかろうか。

三、一般教育と専門教育の一本化がうたわれているが一般教育のベルダウンと空洞化が懸念される。⁽⁴⁰⁾

文学部の問題点指摘は、総合科学部案の矛盾点を端的に指摘するものではあった。しかし、文学部は、総合科学部創設を認めるための条件として「語学に対し從来どおりの単位数を要求」し、同時に自ら

の負担を増やさないため「学部での研究・教育および学生補導上の負担にかんがみ、現在以上の過重負担は考えられないし、授業の安易な振り替えには応じられない」および「一・二年生を総合科学部に在籍させる」としていた。文学部は、総合科学部を事実上、教養部とし、総合科学部の創設に反対することを表明したと言えよう。⁽⁴¹⁾

大学改革委員会においても、第一次・第二次大学改革委員会の委員であつた伊藤虎丸（教養部）の報告後、次のような激論が交わされたのであつた。

伊藤 ①改革の基本方針をはつきりさせ再確認せよ。抽象的であった作業を「つめて」具体的にして欲しい。②教育改革の観点が完全に放棄されているのではないか。③「手順」として各教授会段階からの改革をすすめて欲しい。

佐久間、松浦 「一般教育」の改革案が出るのを待つ。

伊藤 教養部は待ち切れない。

関（工） 教養の第二次案は教養教官の研究条件を良くしようといふ点に終始し、学生の教育のことを忘れていないか（エゴイズム性の指摘）。

佐久間 不満は改革の基本的条件のゆえ、エゴを軽視してはいけない。

関 研究条件を良くするだけではだめで教育改革をとり上げなければならないということをいいたいのだ。

伊藤 改革委は教養部を見殺しにするのか？。

佐久間 小委へ改革委を送り込む等の努力をしている。見殺しは

しない。⁽⁴²⁾

この間、学内広報誌である「学内通信」に今堀誠二教養部長が「教養部改良芻議」を掲載、総合科学部の創設を宣言していた。⁽⁴³⁾

そして、昭和四八年三月一三日、小委員会から「一般教育課程の改革と総合科学部の創設」が評議会に提出された。⁽⁴⁴⁾ 学部の構成は、地域文化学科、社会文化学科、環境科学学科、情報行動科学学科、外国語学科、体育学科の六学科制をとり、四研究施設、学生定員百名。教官定員増約四〇名を求めるものであった。この案を基に、文部省に提出した、昭和四九年度広島大学「歳出概算要求書附属参考書（国立学校）」（昭和四八年七月）で総合科学部の特徴は、①自由なカリキュラム、

②総合的知見と思考力の涵養、③新しい境界領域の重視、④国際社会

の理解、⑤新しいリベラル・エデュケーション、の五点に要約し、教

育の目的を「リベラルアーツとサイエンスを総合した全人的な教養で

あり、基礎学を修め柔軟な適応力を具えた人材の養成である」とされ

た。また、学部の理念を「総合性」「人間性の回復」「創造性の重視」

の三点に置いたのであった。⁽⁴⁵⁾

結局、上記の文学部に代表されるように、教養部改組に基づく総合科学部の創設は、学内での合意形成をなしえなかつた。それでも、その設立を他学部等に認めさせたのは、広大執行部の意思に他ならず、いま一つの合意形成と支持調達に成功していたためであつた。

四五年九月からであつた。当初より、文部省「本省の意向では第一キヤンパスの総合移転、第二教養部の改組、第三教員養成の問題」であつたとされる。⁽⁴⁶⁾

飯島宗一学長と歴代大学改革委員長等の執行部は、恒常的に文部省との接触を続け、政策的なすり合わせをしていた。⁽⁴⁷⁾

文部省側が大学改革の対象として教養部の改組および総合科学部の創設に好意的であり、井内官房長も「教養部について、大学の姿勢はわかる」と述べており、大崎大学課長も「理文が総にどれだけ出血するか」「文理改組のときでも、出血したものは数年でかえつた」と文

学部・理学部の譲歩・協力を要求していた。

とはいえ、文部省の教養部改組・総合科学部の創設は、無条件ではなかつた。広島大学側が、昭和四六年一一月一七日、文部省本省で総合科学部についての説明会を実施した際も、「総合科学部構想については予想以上に関心を持つていることがくみ取れた。しかし、総合科学部設立のみに終つては、広島大学全体の改革価値は半減する。本省としては、広島大学の他学部の従来の一般教育をいかにするかについて重大な関心をもつてること」、そして、「総合科学部に直結した大学院を置く考えがあるか」という点に着目していた。⁽⁴⁸⁾ さらに、広島大学において総合科学部案が完成しつつある、昭和四八年五月三日には、今堀教養部長が文部省大崎仁大学課長と総合科学部創設問題で懇談。文部省側は、基本的に総合科学部案に賛成したものの、体育・外国語はセンター化を要望し、この会談で、大崎仁大学課長からは、「総合科学部案については大学全体の中における位置づけが必要である」

第二節 対文部省交渉

文部省側が広島大学の改革に具体的に対応しはじめたのは、昭和

「総合科学部と研究院との関係がすつきりしない。(研究院は総合科学部の上部構造か)」「総合科学部の大学院はどうなるのか」との質問が出されていた。⁽⁵¹⁾ 結果として、広島大学教養部も、昭和四八年一月一九日の教養部教官会で、文部省の指導を受けた「総合科学部設置計画書」(4コース16講座)を受け入れたのであった。

文部省側としては、リベラルアーツ型の学部を設置し、これに対応した大学院を当初から想定していたのであった。

一方、広島大学教養部では、今堀教養部長が「第一は、新学部を世界の文明に寄与できるだけの、きわめて高水準のものにする」ということである。第二は、教養部の現教官が、一人の例外もなく新学部に移行し、移行の時は学部内にいかなる差別も設けず、かつ全員が皆その所を得て、新学部の中で存分に研究成果をあげ得るような条件を、整備することである」との総合科学部創設にあたっての目標を表明していた。⁽⁵²⁾

昭和四八年一二月二九日、復活折衝の結果、昭和四九年度政府予算案で総合科学部設置予算が認められたのであった。予算化にあたって、文部省側は、創設時の総合科学部教育計画については「データラメ」と評価していたにもかかわらず、総合科学部の創設にあたって大学院さえ作つていらない段階でドクター予算をつけたのであった。⁽⁵³⁾

当時、文学部・理学部・教育学部以外の学部では、博士課程は設置されていなかった。にもかかわらず、教官一人あたりの積算校費を博士課程で予算化したのであった。その理由は、文部省側が総合科学部の創設を、広島大学における大学院整備と連関させていたためであつ

た。そして、大学局長は、総合科学部に「学際等の研究をすすめるため、D.C.後期の課程のために大学院に専念する講座を設置、学外、海外を入れ学術博士」を出す、と「総合科学部と研究院を一つに考える」と、総合科学部の創設を大学院の成立と連動させたのであった。⁽⁵⁴⁾

文部省側・大崎大学課長は、「綜が文や理に入つてやる。その上で全学的な総合DC」を作るという大学院構想を示唆していた。

木田大学学術局長(当時)をはじめとする文部省側は、大学それが自体が大衆化を向かえるなかで、六・三・三・四制による戦後大学制度を再定着させるためにも、アメリカ型の四年制のリベラルアーツと共に伴う、専門課程としての大学院制度の導入を図つたのであった。

その先導的試行の対象が広島大学総合科学部であった

そうであるがゆえに、昭和四九年五月三〇日、参議院文教委員会で木田宏大学学術局長は、日教組出身の宮之原貞光議員の質問に対し、一般教養では「この総合科学部の教官が主体になつて担当する」ということはござります。しかし、一般教育の担当につきましても既設の従来の学部がやはり自分の学生として総合科学部の推進いたします一般教育の教育体制に協力をする。全学的な体制のもとに一般教育を進めいくようにして、今までのようないい教養部だけにまかせるという考え方でないようにして、こういう気持ちがあるわけでござります」と述べ、また、「今までの文学部、理学部あるいは政経学部が、それぞれ専門領域を立てて学科構成をとつておりますけれども、総合科学部は地域といったような領域、あるいは新たな環境科学といったような領域で総合的な教育の仕組みを組んでみたいということです」とさ

います。したがつて、既存の専門学科との関係等は起こつてまいりま
すけれども、これは総合科学部として幅の広い教育領域の学部をつくつ
て、その上で広島大学自体が今後学部のあり方その他のなお検討される
ことはあらうかと思います」とし、将来に含みを残したのであつた。⁽⁵⁷⁾

昭和四九年五月三一日、「国立学校設置法を一部改正する法律案」⁽⁵⁸⁾
が参議院本会議を通過し、総合科学部の設置が正式に決定した。そし
て、同年六月七日、広島大学に総合科学部が設置された。

おわりに

初代の総合科学部長今堀誠二は、昭和五一年六月一日、教授会で
「残念ながら理想実現不可能になつた。辞めた後骨ひろう人いる。や
めるとき決れば自分で決める。」「去ることは無限の感慨ある。附れ附
れ半世紀こす年月ここに。竹山さんは足もとに及ばぬ」「退職金少い
が、そこにボクのボクたるとこがある。次回に了承いただきたい」と言
いたいといつぱいあるがいわない。学部長選挙ある。すぐ選挙活動はじ
める人いる。この体质がやめたい理由」と語り、総合科学部を去つた。⁽⁵⁹⁾

そもそも、教養部が大学紛争の温床となつたことは、「大学制度」
の不完全性を明らかにするものであった。大学紛争は、教職員に危機
感を与える、改革を促し、広島大学でも大学改革委員会が設置された。
しかし、時間が経つにつれ、研究・教育（「研究業績主義」から前者
にのみ力点が置かれた）を主務とする教官からの関心は薄れ、再び、
自らの権益……これを「教養部」教官は、講座制の弊害とした……学

部エゴが噴出することとなつた。「出発時強調された全学改革lineは
次々と後退。（総）設置の要求のみ前面に出ることとなつたのである。⁽⁶⁰⁾

広島大学の一般教育・教養部改革で問題となつたのは、大学における
政策決定の一いつの「場」、学内合意形成と文部省との交渉、のうち
前者であつた。それは、広島大学が改革を必要としながらも、実態は、
「今日、大学構成員の意見を、完全に「民主的」に反映し、「多数決」
に従つたら、改革反対が多分多数を占めるにちがいないというのです
が、誰しも特権は捨てたくないし、そもそも、「教授会自治」という
ものは、少くとも現状では、そういう性格のもの、何かを「やる」た
めにではなく「やらない」ために好都合にできているものだといえま
しょう」と、大学改革委員であつた伊藤虎丸（教養部）が述べたよう
な環境が背景にあつた。⁽⁶¹⁾ それだけに、総合科学部の創設は、学長と教
養部長のリーダーシップと、これをサポートした文部省との関係、す
なわち、後者の「場」が重要であつた。実態として、新制大学制度の
再定着を意識する文部省側は、大学院問題とあわせて総合科学部の創
設を考えており、実質的に一般教育・教養部改革をリベラルアーツに、
専門教育を大学院で、という方向に改革を導いたのであつた。

また、新設の総合科学部内部でも、大学院を念頭において新規に採
用された教官と、教養部以来の教官との間で対立が生じていた。前者
の「新来種」と称された者の中、約二割の者は、統合移転が遅れる
なか、劣悪な設備と過重な授業負担を嫌い総合科学部を去つていった。⁽⁶²⁾
「今堀メモ以来、新学部それ自体のメリット（高レベルの学部、ノー
ベル賞クラスの人材、研究）強調にいたる。かつ代償として全学改革

の放棄⁶²（総）による一般教育の引うけ、にいたる。この妥協は、いわゆる玉虫プラン（総合専門⁶³＝一般教育）で切抜けんとする。しかし、この「現実は玉虫プランは80%まで放棄さる—純一般講義の開設（cf. 表）（玉虫授業は20%にすぎず。）」また、「（総）教官は、約60%語学の場合（80～100%）のエネルギーを一般教育にあて、残りで専門、一般・専門授業双方のレベル・ダウンを招来（？）」「玉虫放棄の圧力は①全学②（総）学生への配慮から生ず、とくに②は深刻。（総）学生は玉虫の場合とくに、一般教育のみを四年間授講することとなりこれは当然、不満」となる。また、研究面では、「新しい研究への意欲一部分的に出現、しかし、共同研究は進んでいない。」この点、老齢教授の口先だけの総合科学志向と中堅、若手の実質的苦悩が乖離⁶⁴（cf. 総合科学なるインチキ概念—（今堀）による misleading も働く）。

また、新採用教官も、大学院設置のため採用が抑制されたのであつた（特に地域文化）。「ノーベル賞教授」による在来種の被圧迫感不満も問題であった。

そのうえで、「新圧力」として大学院構想が教官選考を圧迫し、大学院が「教官不満の回避の手段」となつたとする。「ベックター予算」による misleading⁶⁵であるとして、また、「大学院 prof への『夢』による改革 line の完全消滅。とくに、『新来種』はそれのみを期待して着任」。⁶⁶「対文部省・学内工作における執行部への権限委任」の結果、「執行部独裁体制」と「教授会の無氣力化」がもたらされたとする。⁶⁷

その後、昭和六二年七月一一日、総合科学部内で岡本学部長刺殺事

件が起きた。助手による学部長刺殺という衝撃的な出来事は、新構想学部としての対外イメージを損ねるとともに、人事面でも、可変的でなければならない「境界領域」を主軸とする総合科学部の人事を一般教育を意識させ、結果として硬直したものとしていった。また、昭和六二年四月一日の七コース体制（地域文化、社会科学、外国語、数理情報科学、物質生命科学、自然環境研究、生体行動科学）は、境界領域研究の分化というよりは、より一般教育に即した体制へ移行であった。一例をあげれば、社会科学系は、前述の教養部第二次案では、地域文化学科に吸収されていた。これに対し、「一般教育への責任態勢を確保しうる組織的保障が必要である」として「独立の単位を構想」することが決まった。⁶⁸コース名が「社会科学」ではなく「社会文化」となった理由を今堀部長の強い希望を考察し、議論の結果、これを「社会文化」とする事が決まった⁶⁹。そして、昭和六二年四月一日、前年度の社会科学研究科の設置、学部内の学生臨時増募によるコース教官定員増もあり、「社会科学分野の一般教育と学部専門教育に責任をもつコース」として、「社会科学コース」となつたのであつたそれは、日本型の社会科学に純化していく過程であり、社会心理学などの科目をカリキュラム化できなかつた。政経学部の改組のなかで期待されたアメリカ的な新しい社会科学は、総合科学部では常に少数派であつた。

以上、一般教育・教養部の改革に関し、全学、教養部そして文部省と三つの「場」が存在した。本改革を動かしたのは、教養部の「学部昇格」への意思であったが、学内での合意形成は困難を極め、飯島学

長等のリーダーシップなしには総合科学部の創設はなかつたであろう。

改革をサポートし、『一般教育』を『リベラルアーツ』に変換し、総合科学部の構成を大学院をも念頭に構想したのは文部省側であつた。

広島大学では、既存学部はもとより、総合科学部内でも改革の意義を理解したものは少數であつた。このため、総合科学部は、その後も、大学院創設をめぐつて文学部・理学部との交渉に苦しみ、学部内では、一般教育に回帰する『在来種』と大学院を志向する『新来種』との対立(前者による後者の包摶)を内包し続けることとなつた。

現在、総合科学部では、平成十二年四月一日より、新たな教育システムとしてプログラム制を導入し、実質的に八コースを六プログラムに再編した。これは、新たな広島大学の大学改革、マスター・プランにあわせた改革であるが⁽⁶⁾、全学的に、大学院までも含む総合的な改革となるかは、まだわからない。

注

- (1) 広島大学「広島大学総合科学部設置計画書」昭和四九年一月、一頁。
 - (2) 「座談会 広島大学改革—その現状と課題—」「地域と科学者」第五号（昭和五三年一一月）、日本科学者会議広島県支部大学部[第二部 広島大学の教養部改革・総合科学部創設問題]「地域と科学者」創刊号（昭和五〇年一月）および田村和之「5年目の広島大学総合科学部」「地域と科学者」第五号（昭和五三年一一月）。
 - (3) 関正夫著「日本の大学教育改革」玉川大学出版会、昭和六三年、一七二二頁。
- (4) 伊藤虎丸「大学自主改革の条件—広島大学の経験から—」一九七三年一月二六日講演 日本教育学会大学教育研究委員会総会報告集3「高等教育の大衆化と大学教育の問題ならびに課題」昭和四九年八月。
 - (5) 今堀誠二「リベラルアーツを目指して—広島大学総合科学部創設の理論—」広島大学総合科学部報「飛翔」第二六号、昭和五九年九月。
 - (6) 大崎仁著「大学改革1945~1999」有斐閣、平成一年。
 - (7) この八項目要求とは、①新学生ホールの自主管理権獲得、②生協を学生・教職員で設立、③大学会館の自主管理権獲得、④体育館の自主管理権獲得、⑤学生の自主活動を規制する学生準則の撤廃、⑥寮食堂炊婦の完全公務員化、⑦東大よりかえ入試粉碎、⑧自治会連合の公認、であつた。
 - (8) ①オリエンテーション・セミナーを学生の手に、②大講義室の使用反対、の二項目。
 - (9) 学園紛争については、広島大学二十五年史編集委員会編「広島大学二十五年史 通史」（昭和五四年三月一〇日）の「第五章 大学問題と広大紛争」による。
 - (10) 「中国新聞」昭和四四年四月二七日。
 - (11) 大学改革委員会の作業方針は、①研究・教育体制の抜本的改革を行なうための構想作り、②大学の管理運営の民主化および学内所管理機関の責任体制の確立を通じて大学自治を再形成することの二点であつた。
 - (12) 同法について、広島大学評議会では反対を決議している。また、飯島は後に「臨時措置法はね、出したのは結構なのですが、役に立たなかつたと私は思います。ただね、広島大学でもあれが出たときにはずいぶん反撥がありました、全学的に署名をし、措置法反対を非常に強く言いま

した。実際問題としては前にも言いましたように、封鎖解除の日がちょうどあの法律の施行日だなどということは、思つてもみなかつたというのがほんとうですから、あんまりピンときていなかつた」と述べている（飯島宗一「広島大学の紛争」大崎仁編『紛争を語る』有信堂高文社、平成三年、二五三頁）。

(13) なお、当該期、教養部では、若手教官を中心とする研究会等もあり、改革を主導するに足る力量をもつていた。具体的に、同時期の理学部の改革案は、「現行法の枠内」とし、研究体制の高能率化を唱えるだけのものであり（「理学部改革案」「理学部通信 特別号1」昭和四五年一月十五日）、文学部の改革案も教授会の抜本的な改革案が提示されたにとどまっている（教授会の改革はなされなかつた）。ともに、広島大学全体との関連性をもたない学部内部の改革案にしかすぎず、教育および広島大學全体との関係性を前提とした教養部案との質的差異は明らかである。

(14) この点については、「この時点で一般的に私学よりは恵まれた施設、設備、教員組織等を備えていた国立大学が、急増期間中の臨時増募なども含めてある程度の犠牲を払えば、さらに相当数の学生を受入れることは可能だつたはずである。文部省・国立大学が国民の進学意欲に積極的に応える姿勢に乏しかつたことが、私学の急速な拡充とあいまつて、国民の間で国立大学の存在感を希薄なものにしていったことは否定できない。」との評価がある（大崎仁著『大学改革 1945～1999』有斐閣、平成一年、二二三頁）。

(15) 「教養部教官会での飯島学長の講演要旨」「教官会決議録」昭和四五年七月二九日、一〇一頁。

(16) 国立大学協会教養課程に関する特別委員会編『大学における一般教育と教養課程の改善について』昭和四四年一月。広島大学大学改革委員会では、学長より回付をうけ、草案段階のものから分析を始めていた。

これに基づき、「仮設I」が策定されたのだが、大学改革委員会とカリキュラム専門委員会との合同会議の席上、「一般教育と専門教育との分け方、とくに専門教育の捉え方が国大協の方針に従属し過ぎないか」との質問がでるほどであった（昭和四四年一二月一九日「第59回改革委員会議事録」「カリキュラム専門委員会との合同会議」「大学改革委員会配布資料（第一次）」広島大学事務局総務部企画室所蔵）。

(17) 広島大学改革委員会「仮設I」（その二）教育体制改革の構想」昭和四五年九月、広島大学総合科学部一〇年史刊行委員会編『広島大学総合科学部史資料編』、平成六年一二月、一一五～一五四頁。

(18) 「第一回 昭和四六年一月二一日」「将来計画特別委員会 一般教育・教養部問題小委員会会議議事録」（式部資料）、広島大学総合科学部所蔵。

(19) 広島大学教養部改革委員会「大学改革試案（第二次）－教養課程のあり方を中心として－」昭和四四年四月二三日、同前注(17)、一～五九頁。

(20) そのうえで、「ヴェトナム侵略への大学を含むわが国全体の直接・間接の加担」という認識に基づく「不正義」、具体的には、「產学、官学共同」「人間工場」的状況、「大学の自己疎外」、「大学人（知識人）の自己疎外」の四点が挙げられている。そして、大学問題とは、新制大学理念が「職業人養成機関の集合体」に過ぎず、「大学の統合理念は権威主義的なアカデミズムを除いては存在せず」「わずかに本来エリートのための予備的教養の機関であった旧制高校の理念によつて代行されるに止ま」り、都市

化と政府による日本経済のための「人づくり政策」と「治安対策的発想」に対して、大学側が「みずからをしばる国大協路線の自己規制と引きかえに、教授会の特権の座を維持した」結果、「学問研究・教育の真の創造的な主体」でない教授会が急速に巨大化する大学管理を行はず、結果として「直接に文部省が任命し指揮する大学事務官僚が、実質的に大学の管理・運営を掌握する事態が進んだ」とする。結果、大学の危機として、その「知的権威の衰退」と、「主体性の喪失」、「大学の主体性の担い手としての教授会自治の崩壊」がもたらされたとする。

なお、上記の「産学・官学共同」は、「不正への加担ないし容認」として排される。理由は、「産学・官学共同が概して、現行の社会体制の無批判的受容、ないしはその強化の方向をとる」としている。「人間工場」的状況とは、「わが国の産業界の利害を色濃く反映した産業化的圧力を、大學が社会的要請に応ずるとの名目で、十分の批判反省を欠いたまま受容した結果」、もたらされた人間の「規格化」であるとする。「大学の自己疎外」は、「大学の「政治的中立・学問研究の自由」がいわば絶対化され、無前提に自己目的化された。極限すれば、それは、大学が政治活動をなさず、自らの活動の社会的含意の吟味を放棄することの代償に、教授たちにその特権と権力を保証する口実と化した」結果、大学は「社会批判の機能を失い」「みずからの運命をみずから決する決意と能力を大幅に喪失したのである」とされる。「大学人（知識人）の自己疎外」とは、大学教師の学問研究が「脱イデオロギー化、研究と社会的実践の関連の恣意的切断」したことを、学生から「知的・人間的不誠実」と批判されたこととをさしている（同前注⁽¹⁾九〇頁）。

(21) これは、日本国憲法の「学問の自由」（第二十三条）と「教育を受ける権利」（第二十六条）の一一つの「原理的根拠」のうえに「大学の自治」を基礎づけようとしているが、それが「教官人事の自主選考権」「服務条件の自主決定権」のみであり、「学部・学科の内部組織編成に関すること等に対する委任立法としての省令による規制や行政指導が著しく多い」と認識され、「大学の自治」の多くが「慣行」によつて支えられている事實を指摘する。そして、これらの「慣行」を相互補完するものとして「講座制」と「教授会自治」があるとする。このため、この「第二部 改革の基本目標—「大学の自治」の再建—」では、改革の困難性が指摘されるのみであり、また、「大学間の“横”的連帶」の必要性が唱えられながら、学内においては、評議会を、その根拠が省令であり法律でないことから、教授会の上位機関であることを否定するなど、結果として混乱した内容となつてきている。このため、改革の実現は、「連帶」「努力」「勇断」等をもつて取り組む以上のものではなくなつてきている。

(22) 同前注⁽¹⁾、二三～二五頁

(23) 同前注⁽¹⁾、二六頁。

(24) 他に、大学改革委員会委員であつた教養部伊藤虎丸による「現代研究学部」（The Faculty of Modern Studies）も出されていた。本案は、講座制ではなく学科制を採用し、文系については、「行動科学研究」「言語科学研究」「論理・思潮研究」「言語芸術／文芸研究」「比較文化研究」「（仮称）政治・経済研究」の六つの学科が提示されている。なお、この第二次試案が提出される以前、羽白幸雄教養部長より学部昇格案は概算要求の筆頭項目であり、毎年提出されてきた。しかし、各学部の反対

は強く、「却て学部拡大案を、概算要求提出の本学（著者注、広島大学）締切期日（五月末）にタイミングを合わせて、提出してきた。（例えば政経学部は、法学部・経済学部を独立学部とする改革案を出している。等々）」といった状態であった（伊藤虎丸「The Faculty of Modern Studies の提案」、九五頁）。

(25) 同前注⁽¹⁷⁾、一〇五～一一四頁。

(26) 学科編成委員会報告一、「教養学部学科編成委員会審議事項」昭和四六年三月一七日「教官決議録」、同前注⁽¹⁷⁾、一五五頁。

(27) このうち、基礎学科の性格は、「理論的研究」にあり、「総合科学科」は「実学的・応用的研究」にあるとされた（昭和四六年四月一七日、「学科編成委員会報告」昭和四六年五月一二日「教官決議録」、同前注⁽¹⁷⁾、一六一頁）。

(28) 同前注⁽¹⁷⁾、一七六頁。大学院の設置については「目的」とすることどまるものであつた。その他にも、昭和四六年五月一二日には、「地域科学科」「基礎科学科」「総合科学科」の三学科制をとる「教養部改組第二次案 草稿B」が提示された。この「草稿B」では、「教養部の上に門戸閉鎖的な研究科を設けない。ただし、他の研究科から、参加を拒まれた場合は、別に考慮する」とし、「地域・基礎・言語文化・比較文化・情報科学・環境科学・行動科学・身体運動科学の八学科とし、それぞれの研究科に分属する」と大学院構想まで含めたものであつた（「教養部改組第二次案 草稿B」昭和四六年五月一二日、教官会決議録、一七八頁）。また、

別途に伊藤虎丸の起案による「新学部構想に関する一私案」では、一学科案（教養学部、教養学科）も提出されている。そして、大学院研究科

については、「一、「教養学部」構想は現在の“大学院中心主義”（学部教育の空洞化）への批判を内包する。従つて、その組織は、国民教育の視点から構想されねばならない。」「研究科」の構想は、新しい学問創造の観点から構想されねばならない。その上で両者の相即性が検討されるばならない」として、「二、私見では、大学院研究科の設立は、「教養学部」発足後、有志相語らい、研究者の自発性に立つて、構想されることが然るべき」とと考えられる。」とされていた（一七九頁）。

(29) 昭和四六年一月二一日「第一回 会議」「将来計画特別委員会 一般教育・教養部問題小委員会議事要録」広島大学総合科学部所蔵。

(30) 部局長会議報告、昭和四五年十月七日「第23回 教官会メモ」「山本資料」。

(31) 昭和四六年一月一四日、同じ臨時評議会でキャンパス統合移転が提起され、決定された」とも同様の事例である。（翌年二月八日に統合移転地を西条に決定）。

(32) 同前注⁽¹⁷⁾、一一〇六～四一頁。なお、総合科学部という新学部の名称は、昭和四六年四月二一日付、改組案専門委員会第一次中間報告「広島大学教養部改革の基本方針について」で初めて使用され、同年六月二六日に教官会決定したものである。

(33) 「座談会「総合科学部」創設案をどう見るか—「教養部改組第三次案」めぐつて—」『学内通信』第九一号、昭和四八年三月五日、同前注⁽¹⁷⁾、二七五頁。

(34) 昭和四六年一月一三日「第九回 会議」、同前注⁽²⁹⁾。

(35) 昭和四六年二月三日「第二回 会議」、同前注⁽²⁹⁾。

(36) 改組推進委員会「改組案説明会報告書」昭和四六年一二月二七日「式

部資料」、広島大学総合科学部所蔵。

(37) 「広島大学総合科学部史資料編」一二四二頁～二七一頁。

(38) 第二次案から第三次案までの過程は、一般教育と基礎教育が混合される過程でもあった。ここに、全学的には、一般教育の充実とともに、基礎教育を専門教育と一体化させようとしていた点で対立する可能性をもつており、また、総合科学部成立後における「基礎」対「教養」の対立構図を作る契機ともなっている。

(39) 「座談会「総合科学部」創設案をどうみるか」『学内通信』九一号、昭和四八年三月五日。

(40) 将来計画委員会・一般教育・教養部問題専門委員会「一般教育課程の改革と総合科学部の創設（その二）」。

(41) 理学部は、「一般教養自体に関する目的設定およびそれと基礎教育・専門教育との関係論も不徹底であり、したがって教養部を廃止して総合科学部を設立すべしとする帰結に必然性と論理性を認めがたい」が設立それが自体は認めるとして、「学科別・授業科目等の細部については関連学部・学科と綿密な協議を個別的に繰り返し」「概算要求書完成までに、少なくとも学部名・学科名・学科目名（法律・省令記載事項）については、関係部局と詳細な打ち合わせを行ない、十分な相互了解を行なうこと」等を条件としていた（将来計画委員会・一般教育・教養部問題専門委員会「一般教育課程の改革と総合科学部の創設（その二）」）。

(42) 昭和四七年一〇月六日、第二二回大学改革委員会議事録（第四次）、「大学改革問題懇談会（大学改革委員会（合同会議）） 議事のテーマ

今後の大学改革の具体的すすめかたと統合移転について」【大学改革委員会

会資料（第四次）】広島大学総務部所蔵。

(43) 「学内通信」七五号、昭和四七年九月一五日。

(44) 広島大学将来計画特別委員会一般教育・教養部問題小委員会、広島大学統合移転・改革に関する基本計画委員会一般教育・教養部問題専門委員会「一般教育課程の改革と総合科学部の創設」昭和四八年三月一三日評議会提出、三〇〇～三四八頁。

(45) 広島大学「広島大学総合科学部設置計画書 設置趣意書」昭和四八年一〇月、同前注(4)、三七八～四一五頁。

(46) 部局長会議報告、昭和四五年一〇月七日「第23回 教官会メモ」「山本資料」。

(47) 昭和四六年五月二一日付「第五回 改革委員会議事録」にも、同月一七日、文部省審議官と「6月11日に出されるであろう中教審答申と広大改革案との関係」について話し合いをしている。

(48) 昭和四八年六月一八日、「井内官房長との会談メモ」【式部資料】。

(49) 大学改革について「第三者から見て文・理は手つかずという印象」としている。昭和四八年六月一八日、「大崎課長との会談メモ」【式部資料】。

(50) 「一般教育・教養部問題小委員会議事要録」【式部資料】。

(51) 昭和四八年五月四日「第一回議事要録」「広島大学統合移転・改革に関する基本計画委員会」広島大学総務部所蔵。

(52) 今堀メモ（昭和四八年一二月一九日）「総合科学部の創設にあたって」同前注(4)、四二〇頁。

(53) 昭和四九年一月一六日「教養部教授会メモ」「山本資料」。

(54) 「総合科学部について—教養部長にきく—」【学内通信】第一〇七号、

昭和四九年二月二五日。

(55) 昭和四九年八月九日、基本計画委員会、学長報告、「式部資料」。

(56) 昭和四九年六月一〇日付「大崎課長、青柳補佐との会談メモ」「式部資料」。

(57) 「参議院議会議事録 文教委員会」。同様に、広島大学総合科学部創設一周年祈念行事講演会で木田宏学術国際局長（当時）は、「今後の広島大學を考える時には、将来出来上がるであろう広島大学の大学院というものを、先に夢見てみたい。それとの関係で、広島大学の在り方を考えて行きたいと、私自身の個人的な希望をもつのです。しかし、その大学院が、従来のような形の大学院、工学部にはまだ修士までしかない、博士がないのは具合が悪い、工学部もドクターチャー課程を置きたいのだ、というような発想では困るのです」と述べていた（「広島大学に期待するもの」（広島大学総合科学部創設一周年祈念行事講演会、昭和五〇年一二月六日、「広島大学総合科学部創設記念論文集」昭和五一年、三六六頁）。

（58）「式部資料」。また、今堀は、「広島大学総合科学部においては、各コース、各講座、各研究者がそれぞれ独立して自分の出身学科の研究領域で業績をあげようとするために、総合科学どころか、学際研究にさえ熱意を持たない傾向が強かつた。もちろん、これを乗り越える努力もたまみなくつづけられているが、それが学部全体の風潮とはなっていない」としていた（今堀誠二「一、一般教育と総合科目 二 総合科目」講座・日本の大改革」第二巻、昭和五七年、青木書店、一二五頁）。

(59) 「山本資料」総合科学部庶務係所蔵。

(60) 伊藤虎丸「大学自主改革の条件－広島大学の経験から－ 一九七三年一一月二六日講演」日本教育学会大学教育研究委員会総会報告集3「高

等教育の大衆化と大学教育の問題ならびに課題」昭和四九年八月。

(61) この対立は、「白人」と「インディアン」に擬えられた。「今堀人事の「ノーベル賞」という看板をぶらさげた白人とインディアン」「白人がインシヤティプをとつていないところに旧来の教養部的色彩が払拭されない」という問題が示されていますね。問題は近代化路線でいいのか悪いのかとの判断にある。教養部時代の共同体的な雰囲気、これはいい面です。しかし、近代化はもう少し前進してもいいのではと思っています。それが今ストップしている。これはマイナスだと思いますよ。」「座谈会広島大学改革－その現状と課題－」「地域と科学者」第五号、一九七八年一月。

(62) 創設後、教授として迎えられた四〇名のうち、九名が転出。このうち、三年以内での転出は、三名である。しかし、当初、専任教官として予定していた学外者の名簿に掲載された一五名のうち、実際に赴任したのは、三名に過ぎない（「総合科学部創設準備委員会関係綴」「式部資料」総合科学部庶務係所蔵）。

(63) 「メモ」「山本資料」。

(64) 広島大学総合科学部二〇年史刊行委員会編『広島大学総合科学部二〇年史』平成六年、四〇頁。

(65) 本来は、政経学部の改組絡みという要因が強かつたと考えられる。

(66) 構成員に「平明」な学問としてのマルキシズム的な社会科学を専門とする者が圧倒的に多かったことでも理解できる（山崎正和「教養の危機」を超えて－知の市場化にどう対処するか－」「歴史の真実と政治の正義」中央公論新社、平成二二年）。

(6) 生和秀敏 「教育プログラム制への転換」「IDE 現代の高等教育」

四三六号、平成一四年二月号。

(二) いけ せいいち・広島大学総合科学部助教授)